

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 分割が決まらないときのデメリット

Q : 父が9カ月前に亡くなり、相続税の申告期限が近づいているのですが、相続人である兄弟4人の仲が悪く、遺産分割の話が全く進みません。

分割協議が申告期限までに決まらなると、税金面で不利になると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 未分割のままでは受けられない特例がいくつかあります。

【解説】

民法上、遺産分割協議をいつまでに決めなければならない、という期限はありませんが、相続税の申告期限が相続開始から10カ月以内と定められているため、できればこの期限に間に合うように分割を確定させることが望ましいといえます。

税法上、未分割のままでは受けられない特例（3年以内に分割を確定させれば、遡って適用を受けられるものもあります）がありますので、申告期限前、遅くとも申告期限から3年以内には分割を確定させたほうがよいでしょう。申告期限までに遺産分割が間に合わなかった場合のデメリットは、次のようなことです。

- (1) 配偶者の税額軽減の適用がない
- (2) 小規模宅地等の評価減の適用がない
- (3) 未分割財産は物納でとってくれない
- (4) 相続税の取得費加算も3年経つと使えない
- (5) 農地等の相続税の納税猶予が受けられなくなる

